第2章 浚 渫(河川)

第1節 適 用

- 1. 本章は、河川工事における浚渫工(ポンプ浚渫船)、浚渫工(グラブ船)、浚渫工(バックホウ浚渫船)、浚渫土処理工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
- 3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規 定によるものとする。
- 4. 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。

第3節 浚 渫 エ(ポンプ浚渫船)

6-2-3-1 一般事項

- 1. 本節は、浚渫工(ポンプ浚渫船)として浚渫船運転工(民船・官船)、作業船及び機械運転工、配土 工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2. 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。
- 3. 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
- 4. 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。
- 5. 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。
- 6. 受注者は、浚渫工の施工において、渇水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。
- 7. 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。

6-2-3-2 浚渫船運転工(民船・官船)

浚渫船運転工(民船・官船)の施工については、第3編2-16-3浚渫船運転工の規定によるものとする。

6-2-3-3 作業船及び機械運転工

受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工計画

書に記載しなければならない。

6-2-3-4 配 土 エ

- 1. 配土工の施工については、第3編2-16-2配土工の規定によるものとする。
- 2. 受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにしなければならない。

第4節 浚 渫 エ(グラブ船)

6-2-4-1 一般事項

- 1. 本節は、浚渫工(グラブ船)として、浚渫船運転工、作業船運転工、配土工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2. 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。
- 3. 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
- 4. 受注者は、浚渫工の施工について、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。
- 5. 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。
- 6. 受注者は、浚渫工の施工において、渇水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。
- 7. 受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。

6-2-4-2 浚渫船運転工

浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3浚渫船運転工の規定によるものとする。

6-2-4-3 作業船運転工

受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-4**施工計画書** 第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 台数
- (2) 設置位置等

6-2-4-4 配 土 エ

配土工の施工については、第3編2-16-2配土工の規定によるものとする。

第4章 水 門

第1節 適 用

- 1. 本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床板工、橋梁付属物(鋼管理橋)、橋梁足場等設置工(鋼管理橋)、コンクリート管理橋上部工(PC橋)、コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)、橋梁付属物(コンクリート管理橋)、橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋)、舗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。
- 3. 河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。
- 4. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書(案)の規定によらなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

国土交通省 仮締切堤設置基準(案)

(平成26年12月一部改正)

建設省 河川砂防技術基準(案)

(平成9年12月)

ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編)

(平成28年10月)

日本道路協会 道路橋示方書·同解説(I共通編 Ⅱ鋼橋編) (平成24年3月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編 Ⅲコンクリート橋編) (平成 24 年 3 月)

日本道路協会 道路橋示方書·同解説(I共通編 IV下部構造編) (平成24年3月)

土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)

国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (平成 22 年 4 月)

国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説 (平成22年4月)

日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成 16 年 4 月)

第3節 工場製作工

6-4-3-1 一般事項

本節は、工場製作工として桁製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、 橋梁用防護柵製作工、鋳造費、仮設材製作工及び工場塗装工その他これらに類する工種について定める ものとする。

6-4-3-2 材 料

材料については、第3編2-12-2材料の規定によるものとする。

6-4-3-3 桁製作工

桁製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定によるものとする。

6-4-3-4 鋼製伸縮継手製作工

鋼製伸縮**継手**製作工の施工については、第3編2-12-5鋼製伸縮**継手**製作工の規定によるものとする。

6-4-3-5 落橋防止装置製作工

落橋防止装置製作工の施工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定によるものとする。

6-4-3-6 鋼製排水管製作工

- 1. 製作加工
- (1) 受注者は、排水管及び取付金具の防食ついては、設計図書によらなければならない。
- (2) 受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。
- 2. ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。

6-4-3-7 橋梁用防護柵製作工

橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定によるものとする。

6-4-3-8 鋳 造 費

受注者は、橋歴坂の材質については、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) によらなければならない。

6-4-3-9 仮設材製作工

受注者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。

6-4-3-10 工場塗装工

工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定によるものとする。

第4節 工場製品輸送工

6-4-4-1 一般事項

本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定めるものとする。

6-4-4-2 輸 送 エ

輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定によるものとする。

第5節 軽量盛土工

6-4-5-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定めるものとする。

6-4-5-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定によるものとする。

第6節 水門本体工

6-4-6-1 一般事項

- 1. 本節は、水門本体工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工(遮水矢板)、 床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2. 受注者は、水門工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
- 3. 受注者は、水門の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、**設計図書**に基づき施工しなければならない。
- 4. 受注者は、河川堤防の開削に伴って設置する仮締切は、堤防機能が保持できる構造物としなければならない。
- 5. 受注者は、水門の施工において、**設計図書**で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除 のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。

6-4-6-2 材 料

水門工の施工に使用する材料は**設計図書**に明示したものとし、記載ない材料を使用する場合は、監督 職員と協議しなければならない。

6-4-6-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。

6-4-6-4 既製杭工

既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

6-4-6-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。

6-4-6-6 矢板工(遮水矢板)

矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。

6-4-6-7 床 版 工

- 1. 受注者は、床版工の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水 矢板との水密性を確保しなければならない。
- 2. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、床版工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。

なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。

3. 受注者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように、形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。

なお、同時施工が困難な場合は、**設計図書**に関して監督職員と協議し箱抜き工法(二次コンクリート)とすることができる。その場合、本体(一次)コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチッピング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければならない。

4. 受注者は、埋設鋼構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティーに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、締め固めをしなければならない。

6-4-6-8 堰柱工

- 1. 受注者は、端部堰柱の施工に際して、周辺埋め戻し土との水密性を確保しなければならない。
- 2. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、原則として堰柱エ1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。
- 3. 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みは、第6編4-6-7床版工第3項及び第4項の 規定によるものとする。

6-4-6-9 門 柱 エ

埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みは、第6編4-6-7床版工第3項及び第4項の規定によるものとする。

6-4-6-10 ゲート操作台工

1. 受注者は、コンクリート打設にあたっては、操作台1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しな

- 2. 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。
 - (1) 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)
 - (2) 施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)
 - (3) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)
 - (4) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)
- 3. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時 の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
- 4. 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは**設 計図書**に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造 及び強さを有するものを使用しなければならない。
- 5. 受注者は、PC鋼材両端のネジの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルなじ) に適合する転造ネジを使用しなければならない。

6-4-14-2 プレテンション桁製作工(購入工)

プレテンション桁製作工 (購入工) の施工については、第3編2-3-12 プレテンション桁製作工 (購入工) の規定によるものとする。

6-4-14-3 ポストテンション桁製作工

ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

6-4-14-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)

プレキャストブロック購入については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定によるものとする。

6-4-14-5 プレキャストセグメント主桁組立工

プレキャストセグメント主桁組立工については、第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立 工の規定によるものとする。

6-4-14-6 支承 工

受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成 16 年 4 月) の規定によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

6-4-14-7 架 設 エ (クレーン架設)

架設工 (クレーン架設) については、第3編2-13-3架設工 (クレーン架設) の規定によるものとする。

6-4-14-8 架 設 工 (架設桁架設)

架設工(架設桁架設)については、第3編2-13-6架設工(架設桁架設)の規定によるものとする。

6-4-14-9 床板·横組工

横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

6-4-14-10 落橋防止装置工

受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)

6-4-15-1 一般事項

- 1. 本節は、コンクリート管理橋上部工 (PCホロースラブ橋) として架設支保工 (固定)、支承工、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- 2. 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。
 - (1) 使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)
 - (2) 施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)
 - (3) 主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)
 - (4) 試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)
- 3. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時 の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
- 4. 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは**設 計図書**に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造 及び強さを有するものを使用しなければならない。
- 5. 受注者は、PC鋼材両端のネジの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルなじ) に適合する転造ネジを使用しなければならない。

6-4-15-2 架設支保工(固定)

支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定によるものとする。

6-4-15-3 支承工

受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成 16 年 4 月) の規定によるものとする。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

6-4-15-4 落橋防止装置工

受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。

第8節 付属物復旧工

6-8-8-1 一般事項

本節は、付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定めるものとする。

6-8-8-2 付属物復旧工

- 1. 受注者は、付属物復旧については、時期、箇所、材料、方法等について監督職員より**指示**を受ける ものとし、完了後速やかに復旧数量等を監督職員に**報告**しなければならない。
- 2. 受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
- 3. 受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建込む場合、 支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。
- 4. 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書によるものとするがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、 設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- 5. 受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見 えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。

第9節 付属物設置工

6-8-9-1 一般事項

本節は、付属物設置工として、防護柵工、作業土工(床掘り・埋戻し)、付属物設置工その他これらに類する工種について定めるものとする。

6-8-9-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。

6-8-9-3 防護柵工

防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定によるものとする。

6-8-9-4 境界杭工

境界杭工の施工については、第6編3-8-4境界工の規定によるものとする。

6-8-9-5 付属物設置工

付属物設置工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定によるものとする。

第10節 光ケーブル配管工

6-8-10-1 一般事項

本節は、光ケーブル配管工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、配管工、ハンドホール工その他これ らに類する工種について定めるものとする。

6-8-10-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。

6-8-10-3 配管工

配管の設置については、第6編1-13-3配管工の規定によるものとする。

6-8-10-4 ハンドホールエ

ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定によるものとする。

第11節 清 掃 工

6-8-11-1 一般事項

本節は、清掃工として塵芥処理工、水面清掃工その他これらに類する工種について定めるものとする。

6-8-11-2 材 料

塵芥処理工及び水面清掃工に使用する材料については、設計図書によるものとする。

6-8-11-3 塵芥処理工

受注者は、塵芥処理工の施工について、**設計図書**に示す以外の施工方法による場合には、監督職員と **設計図書**に関して**協議**しなければならない。

6-8-11-4 水面清掃工

受注者は、水面清掃工の施工について、**設計図書**に示す以外の施工方法による場合には、**設計図書**に 関して監督職員と**協議**しなければならない。

第12節 植栽維持工

6-8-12-1 一般事項

本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

6-8-12-2 材 料

材料の規定については、第3編2-17-2材料の規定の規定によるものとする。

第4節 腹 付 工

6-9-4-1 一般事項

本節は、腹付工として覆土工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

6-9-4-2 覆 土 エ

覆土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。

6-9-4-3 植 生 エ

植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定によるものとする。

第5節 側 帯 エ

6-9-5-1 一般事項

本節は、側帯工として縁切工、植生工その他、これらに類する工種について定めるものとする。

6-9-5-2 縁 切 エ

- 1. 縁切工のうち、吸出し防止材の敷設については、設計図書によらなければならない。
- 2. 縁切工のうち、じゃかごの施工については、第3編2-3-27羽口工の規定によるものとする。
- 3. 縁切工のうち、連節ブロック張り、コンクリートブロック張りの施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。
- 4. 縁切工のうち、石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定によるものとする。
- 5. 受注者は、縁切工を施工する場合は、堤防定規断面外に設置しなければならない。

6-9-5-3 植生工

植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定によるものとする。

第6節 堤脚保護工

6-9-6-1 一般事項

本節は、堤脚保護工として作業土工 (床掘り・埋戻し)、石積工、コンクリートブロック工、その他これに類する工種について定めるものとする。

6-9-6-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。

6-9-6-3 石積 工

石積工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定によるものとする。

6-9-6-4 コンクリートブロックエ

コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による ものとする。

6-9-6-5 境 界 エ

- 1. 境界工の施工については、第6編第1章第8節擁壁護岸工の規定によるものとする。
- 2. 請負者は、境界工の施工前及び施工後において、近接所有者の**立会**による境界**確認**を行うものとし、 その結果を監督職員に**報告**しなければならない。
- 3. 請負者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

第7節 管理用通路工

6-9-7-1 一般事項

本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工(床掘り・埋戻し)、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属施設工、その他これに類する工種について定めるものとする

6-9-7-2 防護柵工

- 1. 防護柵修繕工のうち、ガードレール、ガードパイプ等の防護柵については、第3編2-3-8路側 防護柵工の規定によるものとする。
- 2. 防護柵工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規 定によるものとする。
- 3. 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはいけない。

6-9-7-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。

6-9-7-4 路面切削工

路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定によるものとする。

6-9-7-5 舗装打換え工

舗装打換工の施工については、第3編2-6-16舗装打換え工の規定によるものとする。

6-9-7-6 オーバーレイエ

オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オーバーレイ工の規定によるものとする。